

上にわたって行うように計画し…。

原則2 総則7の(2)

○特別活動の授業の一単位時間は、五十分を常例とするが…。

原則3 学教則54条の2(別表第2)

○各学年における特別活動の授業時数は、別表第2に定める授業時数を標準とする。

備考2

・選択教科等に充てる授業時数は：特別活動の授業時数等の増加に充てることができる。

原則4 指導要領(特活第3の2)

○学級会活動、クラブ活動及び学級指導のそれぞれに充てる授業時数は、学校や学級の実態を考慮して適切に定めるものとする。

原則5 総則7の(3)

○「特別活動のうち、生徒会活動及び学校行事の授業については、それらの内容に応じ、年間、学期ごと月ごとなどに適切な授業時数を配当するようにすること。」※これに關する中学校指導書(特活編)の内容は省略。

(三) 特別活動と他の教育活動との関連

特別活動は、その教育活動としての特質から、各教科や道徳と直接あるいは間接に種々の関連を持っている。したがって、特別活動の目標を達成し、ひいては学校の教育目標をよりよく実現するためには、他領域との関連をじゅうぶん理解して指導することがたい

せつである。

1 各教科との関連

① 日常の各教科の学習で習得された様々の知識や技能が、特別活動の実践の中で生かされること。

② 特別活動と各教科の学習指導とは具体的内容において関連がある。

③ 学習態度や集団生活における人間関係について密接な関連がある。

2 道徳との関連

① 特別活動の様々な教育活動は、道徳性の育成の重要な機会である。

② 道徳の時間の指導を実践に結びつける場を提供する。(道徳的実践力)

3 生徒指導との関連

① 特別活動の様々な集団活動をとおりして、それに必要な資質を学ぶことを効果的に援助することは、生徒指導の視点と本質的に一致する。

② 生徒指導は、学業・個人適応・社会性公民性・進路・余暇指導などの内容に分けて計画されることがあるが、これらは学級指導の内容と深い関連をもっている。

③ 児童(生徒)活動や学校行事における様々な活動の場面は、集団の一員としての自覚を深め、公民としての資質を身につける絶好の機会である。

(四) 評価と改善

評価の観点を設定するに当たっては学習指導要領における「特別活動の目標・内容・指導書における指導上の留

意事項」などにそのよりどころを求めることになる。次に二つの観点を挙げてみる。

1 全体の目標達成の観点

特別活動には、三つの内容の有機的関連の上に立って実施されるための全体計画があり、それぞれの備えるべき条件が、そのまま全体計画を評価、改善する観点となる。

2 内容ごとの目標達成の観点

児童(生徒)活動、学校行事、学級指導の評価については、それらの特性に応じてなされるが、「指導計画・指導(学習)過程・指導(学習)の成果」の三つの側面から評価、改善を図っていくことが必要である。

八、体育

(一) 指導のねらい

健康で活動力に満ちた児童生徒を育成することは、学校教育の重要な目標の一つであり、これを達成するために学校における体育に関する指導では、学校の教育活動全体を通じて、適切・積極的にその推進を図る必要がある。

特に、体力の向上及び健康・安全の保持増進については、体育(保健体育)科の時間の充実を図るとともに、その他の教科や道徳及び特別活動などにおいてもじゅうぶん指導するよう努める必要がある。これらの教育活動相互の連携を図りながら計画的・継続的な指導とおして、日常生活における適切

な体育的活動が促されるよう配慮することがたいせつである。

(二) 指導の内容

体育(保健体育)科の時間など教科及び道徳の内容を除いて特に関連の深い教育活動として考えられるものには特別活動に関連した内容として、

① 児童(生徒)活動に関する内容

ア、学級生活の向上を目指す集団活動イ、健康・安全に関する身近な問題についての討議や検討

ウ、連帯感や協調性の育成及び健康体力の維持向上のための諸活動等

② 学校行事に関わる内容
ア、心育の健全な発達と体力の向上に資し、公正に行動し、規則を守り、協力して責任を果たす態度を育てる体育的行事
イ、集団生活のきまりや公衆道徳を守って望ましい集団生活の体験を積み、健康の保持増進や体力の向上を図る遠足・旅行的行事
ウ、心身の発達、健康の保持増進などについての理解を深め、安全な行動が体得できるようにすることを旨とする保健・安全的行事など

③ 学級指導に関する内容
ア、心身の健康の増進、性的発達の適応、安全な行動の習慣化、快適で衛生的な環境づくり、学校給食の指導及び健康な生活態度の育成を図るための教育活動など

④ その他の内容